

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙 兼 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 新潟市社会事業協会
主施設の住所	〒950-2071 新潟市西区西有明町1番3号
代表者氏名	理事長 高橋 秀松
設立年月日	昭和3年3月1日
電話番号	025-231-0196

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	信楽園訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒950-2038 新潟市西区新通南3丁目3番11号	
電話番号	025-260-8121	
県指定年月日・事務所番号	平成5年3月11日（訪問看護） 平成12年4月1日（介護予防訪問看護）	1560190017
管理者の氏名	保健師 塩崎 章子	
営業日・時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分	
休業日	日曜日、国民の祝日 12月29日、12月31日、1月2日、1月3日	
通常の事業の実施地域	原則として新潟市の中央区一部（関屋、白新、寄居圏域）、西区、西蒲区一部（西川圏域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者に対し、家庭での療養生活を支援し、日常生活動作の維持、回復及び療養生活の向上を図るために、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	訪問看護事業の実施にあたっては、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、要介護・要支援者の人権の尊重と常に敬愛の念を持って接することを基本理念とし、地域との結びつきと主治医並びに医療機関及び保健福祉機関と密接な連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

サービス内容	病状観察、内服管理、清拭、洗髪、皮膚の処置、入浴・食事・排泄などの介助、医療用チューブ類の管理交換、リハビリテーション、ご家族への助言相談指導、終末期ケアなど
【業務取扱い方針】 1. あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、わたしたちの作成する「訪問看護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。 2. 訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。 3. わたしたちは、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を必ず作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。	

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
保健師	3名
看護師	6名
事務員	1名

6. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割又は3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】 <保健師、看護師が行う訪問看護>

令和6年6月1日改定

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
<input type="checkbox"/> 20分未満	3,206円	321円
<input type="checkbox"/> 20分以上30分未満	4,809円	481円
<input type="checkbox"/> 30分以上1時間未満	8,403円	840円
<input type="checkbox"/> 1時間以上1時間30分未満	11,517円	1,152円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
<input type="checkbox"/> 深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	下記要件に加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	6,126円	613円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時（24時間）対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う場合（1月につき）	5,861円	586円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,105円	511円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ		2,552円	255円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置し、研修、会議、健康診断を実施している事業所が訪問看護を行った場合（1回につき）	61円	6円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置し、研修、会議、健康診断を実施している事業所が訪問看護を行った場合（1回につき）	31円	3円
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合した場合（1月につき） ① 前6月において、利用者総数のうち緊急時訪問看護加算の算定者割合が50%以上である	5,616円	562円
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算（Ⅱ）	② 前6月において、利用者総数のうち特別管理加算の算定者割合が20%以上である ③ 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である		
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が訪問看護を行った場合	3,574円	357円
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合	3,063円	306円

<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	入院（所）中の利用者が退院（所）するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,126円	613円
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	24時間体制で死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（介護予防は該当しない）	25,525円	2,553円
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,593円	259円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,104円	410円
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,063円	306円
<input type="checkbox"/> 看護介護職員連携強化加算	24時間体制で訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言を行った場合（介護予防は該当しない）	2,553円	255円
<input type="checkbox"/> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へのサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	

（2）介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】＜保健師、看護師が行う介護予防訪問看護＞

令和6年6月1日改定

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
<input type="checkbox"/> 20分未満	3,094円	309円
<input type="checkbox"/> 20分以上30分未満	4,605円	461円
<input type="checkbox"/> 30分以上1時間未満	8,107円	811円
<input type="checkbox"/> 1時間以上1時間30分未満	11,129円	1,113円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）	
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
<input type="checkbox"/> 深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	下記要件に加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	6,126円	613円	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時（24時間）対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う場合（1月につき）	5,861円	586円	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,105円	511円	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ		2,552円	255円	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置し、研修、会議、健康診断を実施している事業所が訪問看護を行った場合（1回につき）	61円	6円	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置し、研修、会議、健康診断を実施している事業所が訪問看護を行った場合（1回につき）	31円	3円	
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算	次に掲げる基準のいずれにも適合した場合（1月につき） ① 前6月において、利用者総数のうち緊急時訪問看護加算の算定者割合が50%以上である ② 前6月において、利用者総数のうち特別管理加算の算定者割合が20%以上である ③ 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である	1021円	102円	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が訪問看護を行った場合	3,574円	357円	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合	3,063円	306円	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	入院（所）中の利用者が退院（所）するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,126円	613円	
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合（1回につき）	30分未満	2,593円	259円
		30分以上	4,104円	410円
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,063円	306円	
<input type="checkbox"/> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へのサービス提供した場合	上記基本利用料の5%		

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）訪問看護の利用料

【基本部分】＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

令和6年6月1日改定

要介護度	1ヶ月の基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） ＝基本利用料の1割※（注2）参照
<input type="checkbox"/> 要介護1～要介護4	30,232円	3,023円
<input type="checkbox"/> 要介護5	38,400円	3,840円

【基本部分の日割り計算】

月の途中での利用開始及び利用中止等の場合は、月額料金を日割りで算出し請求となります。

要介護度	1日あたりの基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） ＝基本利用料の1割※（注2）参照
<input type="checkbox"/> 要介護1～要介護4	990円	99円
<input type="checkbox"/> 要介護5	1,266円	127円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	下記要件に加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	6,126円	613円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時（24時間）対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う場合（1月につき）	5,861円	586円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,105円	511円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ		2,552円	255円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置し、研修、会議、健康診断を実施している事業所が訪問看護を行った場合（1月につき）	511円	51円
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が訪問看護を行った場合	3,574円	357円
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合	3,063円	306円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	入院（所）中の利用者が退院（所）するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,126円	613円
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	24時間体制で死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（介護予防は該当しない）	25,525円	2,553円

(3) 緊急時訪問看護加算・特別管理加算の同意について（区分支給限度基準額の算定対象外）

年 月～

- ① 緊急時訪問看護加算の同意 有 無
② 特別管理加算要件に該当 有 無

特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(4) 実費負担

これ以外に実費を要した場合には、別途ご負担いただく場合があります。

- ① 1時間30分を超える訪問看護を行った場合（30分毎に） 1,200円
② 永眠後のケアを行った場合 3,000円
③ 衛生材料等やむを得ず代わって購入した場合その代金

(5) 支払い方法

訪問看護の利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月にお渡しします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の末日以降に、あなたが指定する金融機関の口座より引き落とします。引き落としに要する料金については、法人の負担とさせていただきます。
銀行振り込み	事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 小針支店 普通口座 186323

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市長村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止対策のための委員会の定期開催と指針の整備
- ② 虐待を防止するための、従事者に対する研修の実施

(2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. 衛生管理に関する事項

(1) 事業所において感染症が発生、又はまん延防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症予防及びまん延防止対策のための委員会の定期開催と指針の整備
- ② 従事者に対する感染症予防及びまん延防止のための、訓練や研修の定期実施

11. 非常災害時における業務継続のための対応

(1) 感染症や非常災害の発生時において、訪問看護事業を継続的に実施及び非常体制での早期業務再開のための計画（業務継続計画）を策定し、定期的に見直しを行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- ① 非常災害時、迅速に計画を実行するための研修及び訓練の定期実施

12. 苦情相談窓口

(1) 提供するサービスに関するご相談やご要望・苦情は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	信楽園訪問看護ステーション 電話番号：025-260-8121
窓口開設時間	月～土 午前8時30分～午後5時15分（休業日を除く）
責任者	管理者 塩崎 章子

(2) 提供するサービスに関するご相談や苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新潟市介護保険課	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

13. サービスの利用にあたってつぎの事項にご留意ください。

- 1 訪問看護師は各種支払いや金銭に関する取扱いは実施できません。
- 2 訪問看護師に対し、贈り物、飲食物等の提供はご遠慮いたします。
- 3 訪問看護は複数の職員で交代して担当させていただきます。
- 4 利用者の急変や道路事情などで時間通りにお伺いできないこともあります。
- 5 感染予防の万全を図る目的で、訪問看護の実施前後に手洗いの為、洗面所をお借りさせていただきます。
- 6 ご都合により、訪問看護サービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業者（又は地域包括支援センター）または当事業所（連絡先 025-260-8121）までご連絡ください。